

熊本県有明海区漁業調整委員会

第497回議事録

令和2年（2020年）9月9日開催

第497回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和2年(2020年)9月9日(水) 午後2時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 藤森隆美 浜口多美雄
中尾利秋 南本健成 岸田光代

(欠席委員) 浅田敏彦 八塚夏樹

(漁業取締事務所) 副所長 齊藤裕勝 技師 寺中勝彦

(水産振興課) 主幹 鮫島守

(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明

議事

(1) 議題

第1号議案

漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について(諮問)

第2号議案

漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員候補者の範囲拡張について
(諮問)

(2) 報告

1) 漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員任命について

事務局

定刻になりましたので、第497回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中8名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第497回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。よろしいでしょうか。

なお、漁業調整規則に関する4段表につきましては、現時点で案の段階であり、今後修正等が入る可能性がありますので、会議終了後、回収させていただきます。お帰りの際は席にそのまま置いていただきますよう、お願い致します。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

それでは、ただ今から第497回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は木山委員と中尾委員にお願いいたします。

なお議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入ります。第1号議案「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について（諮問）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料は、1ページからとなります。

3ページに県知事からの諮問文、5ページから8ページにかけて熊本県漁業調整規則改正（案）の概要、資料とは別に、漁業調整規則の新旧4段表を付けております。

説明につきましては、5ページからの熊本県漁業調整規則改正（案）の概要に沿って説明させていただきますが、資料中に新旧4段表の該当するページを記載していますので、必要に応じて御確認頂ければと思います。なお、新旧4段表は、左から国から示されている都道府県漁業調整規則例、左から2つ目が熊本県漁業調整規則の（案）、3つ目が現行の海面の漁業調整規則、4つ目が現行の内水面漁業調整規則となります。

それでは、資料5ページを御確認ください。1. 改正の趣旨について説明致します。

現在、熊本県では、漁業法に基づき、熊本県漁業調整規則（以下「海面規則」という。）及び熊本県内水面漁業調整規則（以下「内水面規則」という。）を制定し、知事許可漁業の許可や水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止、その他漁業調整等に必要な事項を定めています。

平成30年12月14日に「漁業法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正法」という。）が公布され、令和2年12月1日に施行されます。

改正法では、資源管理措置、漁業許可制度、漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されるとともに、都道府県で行う手続等の規定が新たに整備されました。そのため、改正法の規定に沿って漁業調整規則を改正する必要があります。

なお、改正に当たっては、現行の内水面規則を廃止し、海面規則の全部を改正する形とします。

次に今後のスケジュールについて説明致します。

本委員会を始め、関係する海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会への諮問を9月中旬までに行い、農林水産大臣への認可申請及び農林水産大臣からの認可を10月上旬から10月下旬にかけて予定しております。その後、11月上旬に改正規則の公布を行い、12月1日に施行するスケジュールで作業を進めていきたいと考えております。

次に、主な改正の内容について、抜粋して説明致します。3. 主な改正の内容についてをご覧ください。

1つ目としまして、海面及び内水面規則を一本化します。これは、海面と内水面を移動して採捕を行う漁業者や遊漁者が、一体的に規則内容を知ることができるように、周知の観点からも見直し、両規則を一本化するものです。

2つ目としまして、知事許可漁業体系を見直します。改正法では、公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、大臣許可漁業の規定に準じて知事許可漁業の許可の手続き等が改正法に規定されました。漁業者の方々にとって規制の内容が理解しやすいものとなるよう、法で規定される知事許可漁業の手続き等について改正規則中に規定します。

次に主な事項について4つご説明します。

1点目は、知事が定める制限措置についてです。今後、知事許可漁業の許可に当たっては、漁業調整のための制限措置、例えば、漁業種類、船舶の数もしくは漁業者の数、操業区域、漁業時期などが該当しますが、これらの事項を制限措置として定めて、公示し、その範囲内で許可を行うこととなります。なお、制限措置の内容及び許可の申請期間は公示をして一般に広く周知します。

2点は、継続許可の指定についてです。今後、知事許可漁業の有効期間の

満了に当たり、継続許可として指定した漁業種類については、法令の遵守など適格性を有する既存の漁業者については、そのまま継続して許可することとなります。

こちらは、従来の期間満了の手続きが可能となる、とイメージして頂ければ良いかと思えます。

本県では、中型まき網漁業、小型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等については、着業するために一定の投資を必要とし、隻数も限定され、大臣許可漁業と同様に安定して漁業を営めるようにすることが適当であることから、継続許可として指定します。

3点目は、許可の有効期間についてです。現在、許可の有効期間は3年を基本としていますが、許可漁業の漁具・漁法の進歩発達は落ち着き、安定した状況となっていることを踏まえ、改正法では5年を超えない範囲内において、と定められました。そのため、本県においても許可の有効期間の上限を5年とすることとしております。

ただし、県外協定がある漁業種類や必要に応じて5年を上限とすることが適当でない場合については、漁業調整のために必要な限度において、短い期間で定めることができる旨を規定します。

なお、運用にあたりましては、将来的には5年に移行していくことを目標に、当面の間は現行の3年を継続することとしております。

4点目は、資源管理状況の報告についてです。今後、資源管理の報告が義務化されますが、これまで以上に操業状況を的確に把握し、資源評価や資源管理に報告内容を生かせるよう規則の規定を整理します。

知事許可の手続き等については以上です。

次に3つ目としまして、「うなぎ稚魚漁業」を新設します。

改正法では、密漁対策のため、新たに定義される「特定水産動植物」に「うなぎ稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定され、知事許可漁業や漁業権等に基づいて採捕する場合を除き、採捕が禁止され、罰則が大幅に強化されることとなりました。

そのため、本県においては適正に採捕の管理及び密漁を防止するため、新たに「うなぎ稚魚漁業」を知事許可漁業として新設します。

なお、「うなぎ稚魚漁業」については、現在、特別採捕にて、養鰻団体等に対して許可していますが、漁業許可への移行に伴い、漁業秩序の維持や流通の透明化の体制維持等について、関係者との調整に時間を要することから、改正法の施行日から3年の経過措置を設けることとしております。

次に4つ目としまして、禁止期間、全長等の制限に係る規定等について整理を行います。これまで、海面規則及び内水面規則において定めていた「禁

止期間」や「全長等の制限」等については、例えば、禁止期間と全長等の両方を制限している水産動物について、禁止期間中に全長等の制限サイズ以下の大きさのものを採捕した違反については、1つの違反であるにも関わらず、2つの条項違反が適用されることとなっていました。

そのため、重複する規定を適正化し、より分かりやすい規則とするため、禁止期間と全長等の制限等の関係する条項等、関係する規定を整理しました。

次に5つ目としまして、罰則規定を見直します。法改正に伴って、改正法に規定された罰則については、今後は、法に基づき適用されることとなります。

下の参考をご確認ください。今後、改正法に規定され、規則から削除されたものの例を記載しております。例えば例1の知事許可漁業の許可内容に違反した場合、現行は海面規則の第15条違反により、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が海面規則の第60条に規定されていました。

今後、知事許可漁業については、制限措置を公示して、その範囲内で許可をする、というご説明を先ほど致しましたが、改正後は、制限措置と異なる内容により許可漁業を営んだ場合の罰則が適用されることとなりましたので、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が改正法第190条第4号に規定されることとなります。

また、例2の知事許可漁業の制限又は条件に違反した場合についても、現行は6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が海面規則第60条に規定されていたが、改正後は、6月以下の懲役若しくは30万円以下ということで、改正法第193条に規定されることとなります。

このように罰則については法で規定され、大幅に強化される部分もありますので、漁業者の方々にはしっかりと周知を行ってまいりたい、と思っております。

次に、6つ目、その他の改正としまして、4つ記載しております。

その中で②を御確認ください。あさりの体長制限については、本委員会においても委員会指示を発出しているところですが、あさりの資源回復を図り、今後も持続的利用な資源水準とすべく、今回の改正に合わせて、現在海面規則で規定している「殻長20ミリメートル以下」を委員会指示と同様に「殻幅12ミリメートル未満」に改正することとしています。

最後に、7つ目ですが、本県独自で規定している条項については、引き続き、改正規則に規定することとしていますので、御確認ください。

説明は以上です。

なお、現在、水産庁及び県法制部局と並行して事前協議を実施していると

ころですので、今後、文言や条項等の修正が起こり得る場合がありますが、このようなことがありましたら、事務局に一任して頂きたいこと、併せてお願いしたいと思います。

以上で「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について(諮問)」の説明を終わります。御審議よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

2点お聞きしたい。資格審査の話で内水面は30日、海面は90日と分かれているが、規則を統合することで、内水面も90日以上が正組合員になるということか。

水産振興課

今回の改正と組合員の資格要件は関係ありません。

藤森委員

将来的にも関係ないのか。

水産振興課

規則を統合する趣旨ですが、例えば河口付近で漁業や採捕を行っている漁業者、遊漁者に対して、どちらの規則の罰則を適用するか不明確な部分がある、というところで、今後より適切な運用ができるようにするために統合するものです。

藤森委員

罰則だけを統合する、ということか。

水産振興課

罰則の統合が主なところではあります。

藤森委員

漁業権の取り扱いが変わる、ということはないわけですね。

水産振興課

それはありません。

藤森委員

次に、漁業許可についてだが、緑川については、ゼロ線を境に内水面と海面が分かれているが、その境界がなくなる、という理解でよいか。

例えば、内水面の人でも河口付近を行ったり来たりする魚や貝を漁獲してよい、ということか。

水産振興課

許可については、海面においてや内水面において、と場合分けして規則に

記載することとなりますので、例えば海面で漁業を行う場合については、その許可を得る必要があります。

藤森委員

内水面の方が河口付近で勝手にアサリやハマグリを獲ることはできない、ということか。

水産振興課

そうです。

藤森委員

動く魚、例えばシラスウナギについてはどうか？

水産振興課

シラスウナギについては、現在海面及び内水面に特別採捕を許可していますが、今後はうなぎ稚魚漁業として、両方に許可をすることとなります。

藤森委員

白川については小碓橋より下流は漁業権が設定されていないため、揉めごとも多いが、緑川のようにきちんと境界がある河川についても、白川のように海面と内水面がごっちゃになり、漁業権が変わるのが心配。

水産振興課

そういうことはありません。

木山委員

1点いいでしょうか。継続許可に指定する漁業種類については、改正規則に規定する必要がない、とあるが、例えばどのような魚種が想定されているのか。

水産振興課

説明が不足しておりました。継続許可の指定につきましては、資料に記載していますとおり、中型まき網や小型まき網等を想定していますが、あくまでもその漁業種類については、漁業調整規則の中で規定する必要はない、ということです。具体的にどういった漁業種類するかについては、許可の取扱方針を今後定める予定ですので、その中で指定していく形になります。

木山委員

分かりました。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第1号議案「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規

則の改正について（諮問）」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。

引き続きまして、第2号議案「漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員候補者の範囲拡張について（諮問）」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課の鮫島です。

第2号議案について説明する前に、前回の本委員会において、藤森委員からご質問のありました「天草不知火海区漁業調整委員会は15名の委員数に対して、なぜ熊本県有明海区漁業調整委員会は10名なのか。」について、回答させて下さい。

漁業法の解説本なども参考にして、御説明いたします。

漁業法第83条により、漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における「漁業に関する事項を処理すること」が所掌事項とされています。

また、同法第84条により、海区漁業調整委員会は海面につき農林水産大臣が定める海区に置くこととなっています。

よって、全国で海のある県の全てと、琵琶湖のある滋賀県の計40都道府県に海区漁業調整委員会が設置されています。原則、1県1海区の漁業調整委員会が設置されていますが、漁業調整上、特に大事だと考えられる有明海や瀬戸内海では、農林水産大臣が指定する海区「特別海区」という形で、特別に海区漁業調整委員会が設置され、この海区での委員は10名と定められています。

その中で、有明海は特に大事な位置づけがあり、有明海においては、長崎県南部海区、熊本県有明海区、福岡県有明海区、佐賀県有明海区という1つの海区漁業調整委員会と3つの特別海区漁業調整委員会が設置され、現在、4県合計で45名の委員がおられます。なお、漁業紛争が多いとき瀬戸内海では2つの特別海区が設置されているのみです。

福岡県、佐賀県ともに有明海を所管する漁業調整委員会の委員は、本県の場合と同様に各10名と規定されています。ただし、長崎県南部海区は有明海の長崎県と佐賀県との境界部分から佐世保までの範囲で、15名と規定されています。

このように、「有明海の漁業調整」を担当する海区委員が合計45名で、

各県バランスを整えた配置になっており、熊本県有明海区漁業調整委員会においても、委員数は10名となっています。

以上で説明とさせていただきます。

水産振興課です。引き続きまして、第2号議案について説明致します。資料は9ページ以降になります。

令和2年12月1日に改正漁業法が施行されるに伴い、海区漁業調整委員会の委員の選出方法も変更になりました。

委員の選出方法につきましては、この後、議事の2の報告で御説明させていただきますが、選出する委員のうち、漁業者・漁業従事者委員の範囲について、御審議いただきます。

資料11ページをご覧ください。

熊本県知事から当該海区漁業調整委員会の橋本会長あてに海区漁業調整委員会の委員の範囲について諮問する文書を示しております。

海区漁業調整委員会の委員の範囲について（諮問）

このことについて、漁業法第138条第6項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の委員のうち、漁業者・漁業従事者委員の範囲を下記のとおり拡張することについて諮問します。

ここで、漁業法について簡単に御説明いたします。

資料14ページをご覧ください。

漁業法第138条第5項、都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村(海に沿わない市町村であつて、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によって農林水産大臣が指定したものを含む。)の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者(一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)が委員の過半数を占めるようにしなければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

漁業法第138条第6項、都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができるとされています。

資料13ページをご覧ください。

漁業法第138条第5項につきましては、目的は、委員としての要件を漁

業者又は漁業従事者に限定するものであります。海区漁業調整委員としての要件につきましても、①漁業者又は漁業従事者であること、②海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有すること、③1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事することと規定しています。

漁業法第138条第6項につきましては、目的は、同条第5項で規定した範囲を拡張するものであります。拡張する要件につきましても、①当該海区に特殊な事情があること、②その漁業を営む者又は漁業者のために従事する者が、社会通念上漁民と認められることとされているものです。

範囲を拡張する方法については、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定すると定められています。

資料11ページに戻っていただき、諮問させていただく内容について御説明いたします。

文書の中段、記以降の拡張前の範囲が、改正法に示された漁業者・漁業従事者の範囲になります。

拡張前の範囲につきましては、先程説明した漁業法第138条の条文の一部ですので割愛させていただきます。

有明海においては、漁船を使用しないアサリ採貝漁業が盛んにおこなわれていることと、アサリ採貝漁業は、社会通念上、明らかに漁業であり、それを営む者も漁業者又は漁業従事者であると判断されます。

このことにつきましては、平成27年5月15日に開催された第480回の当委員会においても審議されており、漁業者・漁業従事者の範囲が拡大されております。

そこで、今回も引き続き、漁業者・漁業従事者の範囲を拡大する必要があると判断し、拡張後の範囲について、当委員会に諮問するものであります。

拡張後の範囲の前段部分は、拡張前の範囲と同文ですので割愛させていただきます。

ただし、熊本県有明海区に沿う市町村のうち、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市の区域に住所又は事業所を有する者であって、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市に至る地先海面において、1年に90日以上、採貝漁業を営み、又は営む者のために当該採捕に従事する者は、当該漁業が漁船を使用しない場合であっても熊本県有明海区漁業調整委員会の委員の資格を有する。

なお、今回の諮問後、当委員会から了承の旨の答申が得られましたら、こ

の内容を県のホームページにより公表することとなります。

以上、水産振興課からの説明です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

トラブルと思うけどな。県が責任とってくれるのか。今でもノリ漁師と網漁師との間でトラブルがある。両方からあがってきた時にどうする。

今までは組合で話をして、組合から部会にあげて、部会から漁連にあげて話を収めていた。今度は直接知事が判断するわけか。これまでは漁連の中で収めていたわけ。今度は誰でもなれるわけか。議長これは大きな問題だと思う。今までどおり、ある程度は部会に委ねるとか、最終的には漁連と一緒に決めて、そして県にあげる、という方法がよいのではないか。

水産振興課

藤森委員からのご指摘につきましては、次の報告に関連してきますが、漁業者委員につきましては、今まで選挙で選ばれていたものが、法が改正され、漁業者以外の学識経験委員、中立委員と同じように、推薦又は応募により募集することになります。

その中で、推薦又は応募されてこられた委員候補者が海区漁業調整委員会の委員として適切な方であるかどうかにつきましては、県で評価をさせて頂いて、議会の同意を得た上で、知事に任命して頂く手続きを考えております。

推薦又は応募された段階で、藤森委員からご意見があったような方法で委員候補者の方々があがってこられるのかどうか、こちらからそうして下さいとは申し上げられませんので、そこについては、漁協や漁連で考えて頂きたい。

藤森委員

1部会と2部会は帰ってから相談する。10人20人もあがってきて、全員有資格者だった場合、誰が判断するのか。目の前にいる組合長、部会長、漁連で話し合っただけだと、知事でも判断しかねると思う。ある程度のことはこちらに任せて頂く、ということで進める。

浜口委員

学識経験者が2人となっていますが、学識経験者とはどういう方を指すのか。それと、農業委員会も同じように法が改正されたが、その中では、学識経験者として例えば商工会議所の〇〇という様になっている。海の方は、そういう方が学識経験者となればそれは不幸だと思う。是非やっぱり、学識経験者の基準については、漁業に精通した方でないと、ただ安に何かの団体の

〇〇というのは是非辞めて欲しい、と思う。

水産振興課

御意見ありがとうございます。学識経験者とは、というところも含めて、この後の報告で、ご説明をさせていただきますが、先ずは諮問についてお願いします。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

他にないようですので、第2号議案「漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員候補者の範囲拡張について（諮問）」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長

それでは異議がない旨、答申します。
引き続きまして、議事2の報告1「漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員任命について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

引き続き説明させていただきます。
資料は15ページ以降になります。まずは17ページをご覧ください。
海区漁業調整委員会の選任について御説明させていただきます。
まず、左上の現在の海区漁業調整委員会について簡単に説明させていただきます。海区漁業調整委員会は現行の漁業法第1条にいう漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構であり、法の目的は、同委員会の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、民主化を図ること、とされています。そして、熊本県におきましては、2つの漁業調整委員会が設置されています。1つ目が有明海区漁業調整委員会で構成委員は10人、2つ目は天草不知火海区漁業調整委員会で構成委員は15人となっています。
委員構成の内訳は、資料に記載しているとおりですが、先ず先ほどの浜口委員のご質問にお答えさせていただきます。学識経験委員とは、漁業法の改正に伴い、資源管理や漁業経営の研究に対して学識を有する者、と定められていますので、漁業に対して全く知識がない方が選ばれないように、県としても対応していきたい、と考えております。また、農業委員会では消費者団体の方が委員に入る、というご意見がありましたが、今後、新たに設けられま

した中立委員、これに関しましては、資料で先に説明させていただきますが、公益委員と中立委員について、というところがありますが、これまで海区漁業調整委員会につきましては、漁業者委員と学識経験委員と公益委員という様に3つの委員が設けられておりましたが、公益委員については、海区内の公益を代表とすると認められる者をいう、とありますが、今後新たに設けられました中立委員、公益委員に代わる委員ですが、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう、というふうに定められています。これは法律で定められておまして、法律を説明するガイドライン、これも国から示されておりますが、その中では中立につきましては、例えば弁護士、税理士、司法書士または一般の会社員、後は消費者団体といった例があげられておまして、先ほどご意見がありました消費者関係の方についてはこちらに入るというふうに考えております。

説明に戻りますが、左下の2法改正に伴う選任方法の変更につきまして、説明いたします。左側が法改正前、現行になります。それぞれの海区漁業調整委員会におきまして、構成委員は10名と15名ですが、有明海区漁業調整委員会につきましては、漁業者6名、学識3名、公益1名。天草不知火海区につきましては、漁業者9名、学識4名、公益2名ということで、漁業者の方は選挙により、公選制により選ばれておりました。学識経験委員と公益委員につきましては知事の選任により選ばれておりましたが、今回の法改正に伴い全ての委員が推薦又は公募により募集をかけた上で、議会の同意を得た上で知事が任命する任命制に変わっております。また、それぞれの海区の委員構成につきましても、有明海区につきましては、漁業者6名、学識2名、中立2名、天草不知火海区につきましても、漁業者9名、学識3名、中立3名ということで、委員構成も変更しております。これにつきましては、まず、有明海区につきましては、これまで学識及び公益が3名及び1名だったのが、学識2名、中立2名と変更した理由についてご説明します。例えば、現在の公益委員は人数が1名ですが、中立委員1名とした場合に、万が一中立委員の方が亡くなられたり、辞められたりした場合に委員会が開催できない、ということ防止するために学識委員、中立委員ともに複数名2名にしております。天草不知火海区につきましては、有明海区の構成員と同じようにするために、学識委員と中立委員を3名、3名に変更したものです。

続きまして、3番目の公益委員と中立委員についてご説明いたします。公益委員につきましては、漁業と一般公益の調整を図り得る人格識見のある者とするとあり、性格は同じものではありませんが、法改正に伴い、中立委員につきましては、委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者と明らかに明記されたので、より中立的な立場での意見が求められる、

というふうに考えております。

最後4番目の委員の公募から任命までの流れについてですが、委員候補者、推薦を受ける者または自ら応募する者の募集につきましては、9月の中旬以降を検討しているところです。法で定められていますが、募集期間は約1ヶ月間を予定しております、募集期間に中間と最終で推薦又は応募された方々、または推薦した方の情報を公表することとなっております。10月に庁内に設置しました評価会議を開催しまして、11月に委員候補者を決定し、12月から議会提案の準備を行いまして、2月に開催される議会に議案として提出した上で、同意が得られれば、4月1日付けで知事により任命される、ということになります。

資料の19ページになります。海区漁業調整委員会の委員任命について簡単にご説明いたします。平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律が公布され、令和2年、今年の12月1日に施行されることとなります。これに伴いまして、これまで選挙及び知事による選任で選ばれておりました海区漁業調整委員会の委員につきましては、公募により募集し、議会の同意を得た上で、知事が任命を行います。推薦を受ける者及び応募する者、今後委員候補者と呼ばせて頂きますが、その募集についてご説明いたします。委員候補者につきましては、熊本県海区漁業調整委員会委員候補者推薦募集要項により募集を行うこととなります。募集の期間ですが、令和2年9月14日の月曜日から令和2年10月13日の火曜日までの1ヶ月間を予定しております。募集する委員数につきましては、熊本県有明海区が合計10名、天草不知火海区が合計15名、委員候補者の適格性につきましては、法律に定められております3つの事項に該当する者は委員となることができない、となっております。続きまして、委員候補者の資格につきましても、法律で定められております。先ほどの議題の2で説明しましたように、漁業者、漁業従事者委員につきましては、資料に記載している内容で募集をさせて頂きたい、と考えております。あくまでも本委員会での答申が得られた、ということで資料には記載させて頂いております。ページめくっていただきまして、20ページ目となります。学識経験委員についてですが、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者、中立委員につきましては、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者というふうに定められております。次、委員候補者の募集方法につきましては、募集の周知につきましては、県ホームページを通じて行うとともに、次の関係団体には募集する旨のお知らせを送付させて頂きたい、と考えております。漁業者、漁業従事者関係団体につきましては、県内の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、業種別漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合、学識

経験委員関係団体につきましては、資源管理や漁業経営の研究にかかわる県内の大学、中立委員関係団体につきましては、県内の弁護士会、司法書士会、行政書士会、消費者団体等を検討しているところであります。推薦又は応募の方法についてです。推薦書や申込書を提出してもらうこととなりますが、県のホームページから様式をダウンロードできることとするほか、県庁水産振興課、広域本部水産課（県年、県北、天草）でも入手できるようにしております。また、推薦や応募に関する書類の提出先は、水産振興課と広域本部水産課でも受け付けることとしております。関係書類の提出についてですが、提出して頂く書類の中に、住民票や誓約書等の原本による確認が必要な重要な添付書類がありますので、郵送または持参による提出とさせていただきます。さらに、郵送につきましては、送った、受け取ったということが確実に確認できる簡易書留、またはレターパックにより提出して頂くこととしております。

委員の任期につきましては、令和3年（2021年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの4年間と法で定められております。提出して頂く書類につきましては、推薦書、これは委員候補者を推薦する場合です、それと申込書、これは自分で応募する場合です。それと、委員候補者の住民票と誓約書になります。推薦及び応募に関する情報の公表についてですが、推薦する者、推薦する者は個人でも団体でも推薦できます、及び推薦を受ける者並びに応募する者に関する情報につきましては、募集期間の中間と最終の2回、公表することとなっております。ページをめくり21ページですが、中間公表を行う時期は令和2年の9月29日（火）を目安としております。公表する内容ですが、推薦を受ける者については、推薦する者が個人の場合、その推薦する者の氏名、職業、年齢、性別、推薦の理由、推薦する者が法人又は団体の場合は、その団体の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項、それと、推薦の理由。推薦を受ける者は、氏名、職業、年齢、性別、経歴、米印に記載しておりますが、漁業者または漁業従事者である場合は、漁業経営の状況及び漁業法第138条第5項又は第6項により、範囲を拡張された漁業者及び漁業従事者であるかの別。最後に応募される方は、氏名、職業、年齢、性別、経歴、応募の理由、米印以降は同じであります。

それと、②推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数、これにつきましては、推薦を受けた者、例えば、推薦をしてきた方が5名おられたら、そのうち2名漁業者であれば、そのうち2名が漁業者である、という様な公表の仕方になります。③応募した者の数並びにそのうち漁業者及び漁業従事者の数、応募してきた方が5名おられて、そのうち3名が漁業

者であれば、3名が漁業者であるという様な公表の仕方になります。公表の方法ですが、県のホームページを予定しております。最終の公表につきましては、募集期間の締め切りが、10月13日ですので、10月の15日頃を目安としております。公表内容、方法につきましては中間公表と同じです。

続いて、委員候補者数が定数に満たない場合、こういうことが起こらないよう事務局も注意したいと思いますが、中間公表を行う時点で委員候補者数が募集する人数に満たないときがある場合は、掘り起こしを行い、募集する人員を満たすよう、努めたいと思います。

続いて、委員候補者の評価についてです。評価会議を開催しまして、委員候補者の評価を行い、その順位を決定します。また、評価する過程の公平性、透明性を確保するため、評価要領は募集開始時に募集要項と合わせて公表することとします。評価基準につきましては、漁業者漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員毎に定めます。ページをめくって頂きまして22ページとなります。最後となりますが、2月議会への議案提出について、議会の同意についてですが、委員を任命する直前の令和3年2月の県議会定例会に人事議案として提出し、議会の同意を得たいと考えております。

次に知事による任命について、議会の同意が得られれば、令和3年（2021年）4月1日付けで知事が海区漁業調整委員会の委員として任命する、ということになっております。長くなりましたが、事務局からは以上です。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

南本委員

17ページの公益委員と中立委員のところで、委員構成を変更する理由について、中立委員を1人とした場合、委員会を開催することができないため、ということですが、委員会開催に関し、必ず中立委員1人が出席しなければならない、ということになったのでしょうか。

水産振興課

資料の14ページをご覧ください。ここに、参考として漁業法を抜粋して載せておりますが、漁業法138条の第7項、都道府県知事は、第5項に定める者のほか、第1項の規定による委員の任命に当たっては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、と定められておりますので、当然委員会を開催する場合は、そういった委員が含まれることが望ましい、と考えております。また、水産庁に確認したところ、中立委員の方が1人も出席していなかったからといって、委員

会が無効とは言えず、また、法としてもそのような定めにはなっていないが、仮に、外部から、例えば、中立委員が1人も来られていないような委員会で決めたことに対して異議申し立てをするようなことがあった場合、県として困るのではないですかと。そうであるならば、1人の委員を2人にして、委員会を開催した時に、来られない事態を避けたほうがよいのではないのでしょうか、と助言を頂いておりますので、今回委員構成を変更させていただいております。

木山委員

今までは選挙ということもあり、候補者は絞られていたが、今回から推薦に基づいたところの候補者と応募に基づいたところの候補者というところで、考え方によっては相当の者が出てくると思います。そこで評価委員によるところの精査が行われると思いますが、評価委員には誰がなられる予定ですか。この点をお尋ねしたいと思います。といいますのも、一般の方についてはどのような方が応募されるか分かりません。審査するに当たって難しい点が出てくるのではないのでしょうか。一般公募でなく、推薦であれば、ある程度分かると思いますが、一般の方をどのような形で評価するのか、教えて欲しい。

水産振興課

委員からご指摘頂いたように、相当数の推薦又は応募がある可能性があります。これにつきましては、法で定められておりますので、こちらから出来ない、と言えないのが辛いところではあります。先に、委員の募集を行っている県に情報収集したところ、やはり想定していた以上の方の推薦又は募集があったということで、今どういう風に対応しようか検討している、という県もありました。そういったことが事前に想定されておりましたので、県としましても、できるだけ海区漁業調整委員会の委員として適した方を任命しなければならない、というところで、評価会議を設置しているところでありまして、その中でどういう基準に基づいて委員候補者を決定していくか、というところを今決めているところです。まだ、基準につきましては決定しておりませんので、この場で申し上げることはできません。また、評価会議の委員につきましても、色々な方を評価していくことになりますので、評価の公平性と透明性を確保する必要がある、という判断の元に、誰が委員なのか、という点につきましては伏せさせて頂きたい、と考えております。大変申し訳ありません。それ以外の公表すべきものにつきましては、委員候補者を募集する段階で、できるだけオープンにして、分かりやすいような方法をとりたい、と考えておりますので、ご了承頂きたいと思っております。

藤森委員	<p>漁業者については県漁連の意見を聴くとあったと思うが、これが入っていない。漁業者に対しての意見はどこで聴くのか。当初、水産庁から説明した中では、漁業者については、県漁連の意見を取り入れ、最終的には知事が決定する、といった話であったかと思うが。</p>
水産振興課	<p>最初の説明会の時に、漁連の意見を聴くといいますか、推薦を求めるような表現であったと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
藤森委員	<p>今回、漁連の名前が全然入っていないから、何で抜けたのかと思って。</p>
水産振興課	<p>抜けたといいますか、今回はどこに対しても、推薦を求める形はとらずに、お知らせをする、という形をとらせて頂いております。資料の20ページを御確認ください。上段に委員候補者の募集方法について、というところで、募集の周知につきましては、県のホームページを通じて行うとともに、次の関係団体には、募集する旨のお知らせを行います、ということで、どこの団体につきましても推薦を求めるという形ではなくて、こういった募集を行います、といった知らせをすることとしております。その中で、各漁協や漁連、大学が、先ほど藤森委員からご意見もありましたが、内部で打ち合わせを行っています、ということについてこちらからお願いはできませんが、</p>
藤森委員	<p>漁協でうまくやっていく、ということですね。</p>
木山委員	<p>組合が推薦することも可能ですが、敢えてしなくてもできるんですよ。</p>
水産振興課	<p>絶対に推薦を各漁協から1名とか数名とか、そういった話ではありません。あくまでも漁協の中で、部会の中で、漁連の中で適している人がいれば、</p>
木山委員	<p>あくまでも部会や漁連は推薦するだけであって、それ以外で、例えば私が誰かを推薦すれば、その人になることもできるし、候補者の推薦がなくても自分から応募ができますからね。</p>
藤森委員	<p>応募は出来るけど薄いですね。</p>
木山委員	<p>それは評価会議の中でどういった評価がされるかは分かりませんが、応募してきて、委員になる可能性はある、ということですね。除外規定がないからですね。</p>

藤森委員

ただ、各団体から推薦された方がよいですね。

議長

他に何かございませんか。

委員一同

なし。

議長

それでは、他にないようですので、議事2の報告1「漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員任命について」の報告を終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

事務局

事務局から2点ご連絡です。

資料の最後のページですが、全漁調連事務局から、委員徽章のお知らせが
あっております。1つ500円ではありますが、購入を希望される方は事務局
までお知らせください。

2点目ですが、前回の委員会でもお知らせしましたが、全漁調連の九州ブ
ロック会議が今年は熊本で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの
感染拡大防止のため、書面決議で取り行くと連絡がっておりますので、この
場にてご報告致します。以上です。

議長

これで第497回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。